

1. 令和元年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和元年6月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第7号 改元に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程5 議案第8号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第9号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第10号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程8 議案第11号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第12号 郡上市病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

日程10 議案第13号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市 長 公 室 長	日 置 美 晴
総 務 部 長	乾 松 幸	市 長 公 室 付 部 長	置 田 優 一
健康福祉部長	和 田 美 江 子	農 林 水 産 部 長	五 味 川 康 浩
商工観光部長	遠 藤 正 史	建 設 部 長	尾 藤 康 春
環境水道部長	馬 場 好 美	郡 上 偕 楽 園 長	松 井 良 春
教 育 次 長	佃 良 之	会 計 管 理 者	白 田 義 孝
消 防 長	桑 原 正 明	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	古 田 年 久
国保白鳥病院 事 務 局 長	川 尻 成 丈	代 表 監 査 委 員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 係 長	岩 田 亨 一
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	竹 下 光		

◎開議の宣告

- 議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、連日の出務御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 三島一貴君、2番 森藤文男君を指名いたします。

◎一般質問

- 議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。
質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内をお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えなされますようお願いいたします。

◇ 三 島 一 貴 君

- 議長（兼山悌孝君） それでは、1番 三島一貴君の質問を許可いたします。
1番 三島一貴君。
○1番（三島一貴君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。
このたびは私の一般質問は、食物アレルギー対応についてという1点に絞って質問をさせていただきますと思います。
私がこの食物アレルギーに出会ったのが、約25年ほど前になります。私の身内に子どもが生まれて、幼児が食物アレルギーの疾患にかかってアレルギー症状が出ました。
まだそのころは食物アレルギーということが広まっていなくて、本当になぜこうなったんだろうということで、何もわからずに、右も左もわからず苦労していたのを見ておりました。
そして、私も子どもが生まれまして、我が家もみんな食物アレルギーを何からと持って生活をして、今でも苦労をしているところなんです。
その中で、この食物アレルギーにつき合わさせてもらっている中、このアレルギーについては大

変詳しくもなりましたし、またそんなことから、友人やら知人からもいろんな相談を受けたりということで日々暮らしておる中、また、学校のほうを見ますと、本当に食物アレルギーの子どもたちがふえてきておるんだなあというのを実感をしているところであります。

一つデータを用意いたしましたので、こちらを見ていただきたいと思いますが、文部科学省と日本学校保健会から出ているデータなんですが、食物アレルギーの年齢分布を見ますと、幼児にやはり一番多いですね。ここに書いてあります、低年齢の子どもに多い。8歳までの子どもが全体の80%を占める。学校生活においても、給食などさまざまな注意が必要となるということで、データが出ております。

この食物アレルギーというものは、本当に大変怖いものであって、場合によっては命を落とすほどの大変怖いものであります。それも人的ミスによって大きな事故につながるということから、今回市の対応について、この一般質問を通じてお聞きしたいと思っております。

それでは、質問に入らせてもらいますが、まずは、本市において食物アレルギー疾患の子どもたちがどれだけいるのかをお聞きしたいと思っております。

幼児ですと部署がまたがりますので、今回は児童生徒に絞って質問させていただきたいと思っておりますので、小学校、中学校について質問をいたしますので、教育委員会のほうで答弁をいただきたいと思っております。

このデータも本当ならば長い期間のデータを見させていただきたかったんです。やはりどれだけふえているんだろうかということをお願いをしたんですが、何か書類の保管期間とかという関係上、4年分のデータがあるということやっただので、そちらのほうでよろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

食物アレルギーを持つ市内の小中学校児童生徒数の推移ということでございますが、今、1番議員おっしゃいましたように、実績を私たちが確認できております平成27年度から平成30年度の4年間の状況を御報告いたします。

まず、平成27年度は小学生が76人、中学生17人で計93人でございます。28年度は小学生が74人、中学生が18人で計92人、29年度は小学生71人、中学生25人で計96人、それから30年度は小学生71人、中学生41人で計112人と増加傾向にあります。

なお、平成30年度直近の年度におきます食物アレルギーがある児童生徒数の割合ですけれども、小学校が約3.4%、中学校が約3.8%、全体で約3.6%というような状況となっております。

ここで、全国的な状況を御報告させていただいてよろしいでしょうか。全国的な数値、状況でございますが、少し前のデータになりますけれども、文部科学省が平成19年に実施したアレルギー疾患に関する調査研究報告書によりますと、食物アレルギーのある小中学校の児童生徒数は合わせて

約28万2,500人、率にしますと約2.8%でございます。全体で28万2,500人、率が約2.8%でございます。

それから、その6年後でございますが、平成25年に実施されました学校生活における健康管理に関する調査事業報告書というのがございまして、こちらのほうを見ますと、食物アレルギーのある小中学校児童生徒数は、合わせて約33万5,700人、率にしますと約4.6%となっておりまして、人数では約1.2倍、率では約1.7倍と増加をしております。

食物アレルギーの原因となる食品なども多様化しておりまして、本市で保護者からアレルギーがあると申請が出ている食物は113品目ございます。そして、それぞれの品目でアレルギー症状を持つ児童生徒の延べ人数は、平成27年が280人、平成28年が274人、平成29年は282人、平成30年は344人と増加をしております。

アレルギーが増加している原因については詳しくは解明されていないようではございますけれども、一説では、社会の衛生状態がよくなるとアレルギーが増加すると言われており、清潔な環境の中で生まれ育った子どもは、より多くの体外物質を異物として認識してしまい、それがアレルギーの増加につながっていると考えられているようでございます。

また、以前と比較しまして、食材が多様化する中で食物アレルギーも多種多様になってきたというふうには理解をしております。

以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) ありがとうございます。4年間のデータですと、推移についてはわかりにくいかもかもしれませんが、まあもう、今ふえている状況だということは、全国的にもふえているということがわかりました。

こんだけ食物アレルギーを持っている児童生徒がいるということで、今、教育次長からの答弁の中にもありました、この食物アレルギーになる原因というものは、はっきりとしたものはございません。本当に環境の変化というところから出てきているものであって、まだまだこれからもふえていくのではないだろうかということをお心配しているところであります。

それでは、次の質問に入りますが、この食物アレルギーを持っている児童生徒への対応について聞きたいと思っております。

対応の方法としても、学校での対応、または市、教育委員会が対応ということであると思っておりますので、まず先に、学校でどのような対応をしているのかを質問したいと思います。保護者とのやりとりとか、またアレルギーを持っている児童生徒への対応、または保護者が、アレルギーを持っている子どもの保護者が負担をすることということもあると思っておりますので、そのあたりについてまず

質問をしたいと思います。お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、アレルギーに関します学校の対応でございますが、これは学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに基づいて行っております。

まず初めに、食物アレルギーがあるというふうな届け出としまして、医療機関での受診に基づく学校生活管理指導表を保護者から提出をしていただきます。医療機関で受診していただいた上で管理指導表を提出していただきます。

それをもとに保護者との個別面談を実施して、食物アレルギー個別面談記録票というものの作成いたします。それから、それをもとに校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭等による校内食物アレルギー対応委員会、こういうものを組織しておりますので、ここで検討の上、アレルギー対応に係る内容を決定しまして、食物アレルギー個別対応表というものを作成いたします。そして、最後に保護者からそれを確認していただいた上で、食物アレルギー対応依頼書・確認書を提出していただくこととなっております。

それから、児童生徒への給食の実際の配膳に関しましての対応でございますけれども、その一つ目としては、あらかじめ給食の原材料を記載した献立表を保護者、児童生徒に配布して、それをもとに保護者や担任の指示、または児童生徒の判断により給食から原因食物を除去して食べる方法であります。

次に、アレルギーの原因食物を給食から除いて提供する。除いて調理して提供する除去食対応、それから除去して、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する代替食対応があります。

保護者様への負担ということになりますけれども、除去食または代替食対応において、当該献立が給食の中心的な献立となっているような場合、なおかつ、その代替提供がその給食では困難な場合に、その該当する献立に対してのみ弁当を持参していただく一部弁当対応、それから、食物アレルギー全般の対応が困難なため、全般にわたって困難なため、全て弁当対応とする完全弁当対応とさせていただきますこともあります。

なお、弁当対応の場合は原因物質の除去によって不足すると思われる栄養素を家庭の食事で補っていただく必要があるということを御理解いただくことも必要であるのではないかと考えております。

それから、調理現場のほうの対応でございますが、給食調理場のほうでは食物アレルギー個別対応表に基づきまして、栄養士の管理のもとに除去食、代替食を調理し、ほかのものとまざらないように児童生徒名を記載した別の容器に盛りつけたものを職員室に届け、その教職員から直接該当する児童生徒に配膳する方法をとっておりますので、よろしくをお願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 学校側ですと、本当に現場というところで今答弁されたように、しっかりと対応していただいているんじゃないのかなということは思いました。

それでは、今度管理のほうの形になると思いますが、市、教育委員会としてどのような対応をされているのか、マニュアルの整備とか、また給食センター施設のことやら、あと栄養士とか、そんな形での管理についていろいろあると思いますが、そのあたりをどんな対応されているのかを質問させていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 全体の管理というなお話でございましたが、食物アレルギーへの学校、それから給食センター、教育委員会における対応全般につきましては、平成24年に教育委員会が作成しました、先ほど申しました学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに詳しく書いてございます。

アレルギーへの対応の流れ、アレルギー発生時の際の対応、それから緊急時の対応などが示されており、学校や給食センターと連携をしながらマニュアルの定期的な確認、必要に応じての改定など、適正な取り扱いに努めていくものとしております。

なお、給食センターのほうの管理につきましては、先ほど言いましたように、他の既存性のものと混在しないような注意を、細心の注意を払っております。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） それでは、次に入りますが、3 番目の質問には、病院との連携ということをしておりますが、先にちょっとまたパネルを使って説明をしたいと思いますが、一番最初に話しました食物アレルギーの怖いところは、本当に命にかかわる問題だということで、ちょっとここでおさらいも含めてお話をまずいたします。

まず、食物アレルギーとはということで、食物アレルギーとは、特定の食べ物を食べたときに、体を守る免疫のシステムが過敏に働きアレルギー症状が起きることなんです。

症状といたしましては、皮膚の症状が出たりとか、消化器に症状が出たり、循環器に出たりとかということで、一番多いのはやっぱりじんま疹が出たり、そういったことが多いような気がしますが、それで、一番心配なのはその下なんです。

アナフィラキシーショック、これは何かといいますと、アナフィラキシーというのは、アレルギー症状の中でも、生命の危険が考えられる状態のことをいいます。アレルギーの原因となる物質

が体内に入ることによって、複数の臓器や全身に症状が起こり、生命に危険が及ぶ過剰反応のことです。その中でも、血圧低下や意識障害を伴う状態をアナフィラキシーショックと呼んでおります。

そういったことを危惧されているアレルギーの疾患の方には、エピペンというものの所持を病院から処方されておるそうです。ちょっときょう借りてきました。

エピペン所持者の方は、これを持っておるんです。これは、練習用の道具です。エピペンというものは、注射になっているんですが、それをアナフィラキシーショックが出たときに、ももたに打つんですね、この注射、これを。

しかしながら、いきなりそのときに何も知らずに、子どもですからよう打ちませんので、こういう練習道具があるそうです。キャップを外してもらって常に、ちょっとももたですと見えませんので、ちょっとここで試しますが、カチッていいましてね、3秒やってもらったら離すという、この練習用トレーナーということでエピペン所持者の方はこれを持っておって、常に持っておって練習をして、いつでも打てるようにされるということでもあります。

本当にこのアナフィラキシーショックというものが一番怖くて、例えば、これも食物を食べたからといってすぐに出ないんですね。出るときは、例えばお昼御飯給食で食べましたと、そのときにはじんま疹も出ずに普通にしております。例えば昼休み、もしくは昼休み後の体育があったときに運動しますよね、そのときに出るらしいんです。アナフィラキシーショックが出て大変なことになるということで、やっぱり一番心配されるのは、出たときの対応ですね、学校がどのような対応をされておるのか、または、病院とはどのような連携をとってやっているのかということをご質問をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 失礼いたします。アナフィラキシーショックでございますが、三島議員もおっしゃいましたように、そういう内容でございます。じんま疹とか、せき、吐き気や嘔吐、下痢、腹痛が生じるというようなことも言われております。

これは、鶏卵とか、牛乳、小麦、ピーナツなど食物もおっしゃいましたように、原因の一つとなっております。

それで、アナフィラキシーショックに対して用いられる、いわゆるエピペンと、さっき御紹介ありましたが、これはアドレナリン自己注射液注射キット製剤と、正式にはこういうふうというふうになっておりますけれども、このエピペンを学校に持参する児童生徒は年々増加しております。

平成27年度は7人でございましたけれども、今年度は現在のところ12人と増加しております。12人の内訳でございますが、小学生は男子が7人、女子が1人、中学生は男子が3人、女子が1人、現時点ではこのような状況となっており、食物アレルギーのある児童生徒の増加により、エピペン

の持参者も増加しているものと考えております。

それから、エピペンを必要とする場合の対応についてということでございましたが、これを必要とするときには、やはり先ほど申しました学校給食における食物アレルギー対応マニュアルにその対応方法が定められております。

まず、そういう状況になったときは、学校関係職員で保護者へ連絡をいたします。そして、救急車の要請などを分担して対応するようになっており、必要に応じましてかゆみや湿疹に対処するための抗ヒスタミン薬、あるいは炎症を抑えるための副腎皮質ステロイド等の内服薬を投与するようにしております。

アナフィラキシーショックで急激に症状が進行して命にかかわる重篤な症状となるということは、先ほど三島議員からもありましたけれども、そういう症状になることがありますので、5分以内に先ほどのエピペンの注射を実施する判断を行うこととしております。

なお、エピペンはこのショックがあらわれたときに使用するものでございまして、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤であることから、救急車の要請時などにはあらかじめ病院、ふだんの主治医の先生に、症状について学校から連絡をして迅速に対応していただけるような手配をしております。

なお、学校から病院までの距離が長く、搬送に時間を要すると思われるときは、複数のエピペンを所持することによって対応しているということでございます。

それから、学校内でもいろいろの研修も行っております。先ほど児童生徒にもそういう研修をしておるということを御紹介いただきましたが、学校内でも定期的な研修を行ってございまして、ショックがあらわれたときの対応、それからエピペンの注射方法など適切な行動ができるよう、常日ごろから学校内で話し合っただけで努めておるということでございます。

今後、マニュアルに基づきまして、迅速的確な対応ができるよう徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) このアナフィラキシーショックが出たときの対応をしっかりと行わないと、本当に大きな事故につながると思います。市内には小中学校たくさんございます。学校の近くに病院があるところやら、学校から病院まで時間を要するところ等あります。

まずは本当に学校の先生方、保健室の先生方がしっかりとこの対応ができることをまずは教えていただくことが必要だと考えますし、本当にこの対応で間違わないようなことで児童生徒を守っていただきたいなということを思っております。

それでは、次の質問に入りますが、これだけの食物アレルギーの児童生徒がふえてきております。その中で、総トータルな質問になりますが、今後、市、教育委員会としては、この食物アレルギーに対してどのような取り組みをまだまだ考えているのかをお聞きしたいと思います。

平成27年3月には、文部科学省から学校給食における食物アレルギー対応指針が出されております。もちろん今もこの対応指針にあわせて本市も進めておると思いますが、本当にこのままこのとおりでいくのか、それからまた本市としても、子育て日本一をうたっている本市としても、また新たなアレルギー対応に積極的に取り組んでいかれるのかということをお聞きしたいと思います、これは教育長、よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えいたしたいと思います。

まず、今、三島議員も示されました国においては、学校給食における食物アレルギー対応指針、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというものに、アレルゲンを含む食品に関する表示対象である特定原材料は7品目、それから特定原材料に準ずるものを20品目、合計27品目について対応することというふうにして定められております。

郡上市においては、特定原材料、特定原材料に準ずるものを含むものを113品目示してございまして、そして令和元年5月現在で419人の児童生徒に対応を行っております。

なぜこんなに数字が違うのかということでございますが、実は国の指針が出る前に、郡上市では独自に保護者から依頼された特定品目ですね、これらについてできるだけたくさん対応しようということで上げていきましたので、国は27品目ですが、郡上市については113品目ということでございます。

これ非常に懇切丁寧でいいように思われるんですが、逆に品目が多岐にわたりまして、給食センターにおける作業が非常に煩雑となっておりますマイナス面も出ております。

そうすると、逆にミスも生じやすいということで、逆にアレルギー原因食物が混入する事故の危険性も心配されておるということで、これはもう現場のほうからも依頼が、これに対する対応が来ております。

そういうことで、今議員がおっしゃるように、すぐ国の基準どおりにするのかどうかということについては、一遍にこの113品目を27品目に減らすのかどうかということについては、そうではなくて、やっぱり一番ミスが少ない、そして子どもの命に一番大丈夫というような対策を本年度中にアレルギー、新しい対応マニュアル郡上市のですね、そういうものを作成するように今動いております。

そして、国の品目まで減らすというよりは、一番安全性のあるような対応——品目についても数についても——を考えていきたいと思っております。

それで、できればということで、今年度中にそれを作成しまして、もう令和2年度からはその対応でいきたいというふうに考えております。

あと今議員からありました、じゃあ、アレルギー対応の職員を増員するという考えはないかということでございますが、これについては、一人アレルギー対応の職員を増員したとしても、給食センター1つでございませんで、いろんなところへ指示しているだけだと、余り効果がございません。

それから、これも議員はよく知ってみえると思いますが、今現在では、アレルギーの少ない食材を使ったメニューの研究というものもこれ進んでおりまして、郡上市もこのアレルギーの少ない食材を使ったメニューというのはできないかということの研究しております。

こうなると、給食センターの負担や先ほど言いましたように、一人一人入れ物に入れて学校へ行くものですから、それをその子どものところへより分けると、配布するという仕事が学校にあります。今現在では、養教の先生がそれを中心にやってみえるんじゃないかと思いますが、非常にそれも煩雑というか、それから出張があったり、そのときに事故があったりしていないと、誰がやるんやということで、いろいろこれも心配、多ければ多いほど心配ということでございます。

それがいわゆる今のアレルギーの少ない食材を使ったメニューでその危険性が少なくできるんじゃないかということで、学校と給食センター双方の負担を軽減できるんじゃないかと考えて、これについても、研究を進めております。

ただ、これについては単価面で、いわゆるそういう食材の、現在の給食のあれで可能かどうかということについては、これからも検討していかなければならないと思います。

それから、議員が心配してみえる、じゃ、そういう違う食材を食べることで、例えばからかいだとか、仲間外れだとか、いじめというようなそういうことは心配ないかということについても、持ってみえますが、やっぱり学校で一番守らなければならないものは、児童生徒の命と人権であると考えております。

ですから、食事に限らず、やはり他の違いを受け入れるような人権の基本と申しますか、そういうものについては道徳科であったり、学級活動であったり、保健指導であったり、日常の教師の指導でそんなことのないようには今まで以上に取り組んでいきたいと思っております。

なお、教育行政としてアレルギーの除去を進めることは非常に大切なことなんでございますが、これ学校を卒業しますと、どこでも自由に自分で食事ができるわけでございます。そうなると、そのときにやっぱり自分で自分の体を守る力というのもつけていかなければならないということで、自分自身の体のことを理解して、アレルギー食物を除去する力を身につけさせるという、この自己管理能力の育成ということも、学校で育てなければいけない大切な力であると考えております。

これについては、養護教諭を中心に児童生徒と色々なことも配慮しながら、自分でも気をつけ

て、きょうのメニューは、これは、私はこれはちょっとだめだとか、もう全部先生が、はい、これを食べなさい、これを食べなさいというふうに指示するだけでなく、やっぱり自分でもそれを非常に気をつけていけるような力をつけていかないと、学校を出たときに、結局アナフィラキシーショックに遭って、たまたまそこでエピペンがなかったり、周りに人がいなかったときに、それが死に至るようなことがあってはいけませんので、その両面において学校では指導、これは対応をしていきたいと考えております。

一番大事なことは、今後とも児童生徒が安全に、かつ、楽しんで給食の時間が過ごせるということであるとと考えております。

(1 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1 番(三島一貴君) 国より先進的にやられているということで、大変うれしい答弁をいただきました。本当にこのアレルギーについては、まだまだ変化されるものもありますが、そういった形でどうかしっかりとしたものに進めていっていただきたいと思えますし、また、いろいろ答弁の中でございました。

やはりアレルギーのある子どもに聞きますと、やっぱり何が学校でつらいついて聞くと、みんなと同じものが食べれない、それがやっぱりつらいということでありました。まだ、ちっちゃいうち、小学校低学年ぐらいですとまだわからないのでいいですけど、やっぱり高学年になったり、中学校になってくると、あれ何で自分だけというところで、やっぱりつらい思いをしたりとか、また教育長言われたように、からかいがあってもいかんですし、あと例えばアナフィラキシーショックを見たアレルギー疾患のない子どもたちが、自分たちと違うものを食べてアレルギーのある子と一緒に食べることが怖いということになることもまた怖いので、そのあたりもしっかりと教育をしていただきたいと思えます。

皆さんが食べられる給食も考えているということでしたので、ひとつちょっと御紹介をさせてもらいたいんですが、北海道の千歳市でございました、原因食品を極力使わない「なかよし給食」ということであります。

なかよし給食というのは、皆さんには手元に配ったと思います。アレルギー原因の食品を極力使わない献立で、アレルギーのある子もない子もみんな仲よく同じ給食を食べるという取り組みだそうです。

除去するのではなくて、もうもともと給食をアレルギーの原因のものじゃないものにするというような取り組みだったそうです。

先ほど教育長の答弁の中でございました、食材費のことでありましたが、ここのアンケートを見ましたら、食材費や調理員の人数はということで、まず、なかよし給食導入前と導入後の比較では、

食材費が約8%減ったという結果が出ておるんですね。

あと手づくり料理はふえましたが、複雑な除去食が大幅に減ったので、調理員の増員が必要ありませんでしたということでありました。

また、一つびっくりしたのが、保護者の声です。

みんなと同じ給食食べる取り組みはよいことだと思う。下から2番目ですが、卵は家で食べればよいので、認定こども園の給食で出さなくても問題はない。給食では食べなくても問題ないと、食べれる子は家で食べるからということ、そんなようなことがございました。

また、これも僕もすごく気にしているんで、勉強したいなどは思っておりますので、また機会があったら一緒に勉強したいなということは思っております。

そういった形で、児童生徒たちが本市で、もちろん学校ということですから、安心して教育をできる環境をつくってあげるのが、やはり行政だと思っております。そういう形で、間違っても事故につながらないような管理体制のもとで、しっかりとアレルギー対応もしていただきたいと思えます。

また、教育委員会にはそのようなお願いをさせていただきたいと思えます。また、市の問題でもあります。ここで市長にもせつかくお時間ありますので、質問をさせていただきたいと思えますが、きょうを踏まえて、本市の子どもたちが安心して住んでいただきたいということを踏まえて、きょうの御所見をいただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 教育委員会のほうから答弁をいたしましたように、大切な子どもさんの健康を守るということでもありますから、市長部局といたしましても、最大限協力をしながら、子どもさんの児童生徒の健康を守っていききたいというふうに思えます。

（1番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。それでは、本当にしっかりとした教育環境を整えてもらうことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） それでは、改めましておはようございます。

朝ドラをけさも見てきたんですけれども、昨年ですと、岐阜県を舞台にした「青い」というのが話題になっていました。きょうも青空でしたが、今はタイトルも変わりまして、「なつよ」というのがちょっと定説になっていますが、きょうはなつよをイメージしまして、「郡上よ、あしたに向かって元気で頑張れ」と、そんなような思いを込めて、また盛りたくさんの質問を用意いたしておりますけれども、最後の市長さんのところまでたどり着けるかどうかはいささか疑問ではございますが、端的に質問させていただきながら、回答いただければありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最初のテーマでございますが、県公表の県下内陸直下型地震等の被害はということで、3月議会でどうしても時間の関係で質問ができませんでした。今回に持ち越したわけでございますが、きのうも新潟で大きな地震が起きているというようなことで、今考えてみると、日本にわかっている断層が2,000以上と言われておりますし、さらにわかっている断層も隠れ断層も2,000以上あるのではないかというふうなことで、地震大国日本ではありますけれども、我が郡上市におきましても、さきの発表によりますと、大きな断層帯があるというふうなことで、本当はそんなことに遭いたくないですけれども、いつやってくるかもわからないということで、余り深刻に受けとめたくない部分ではありますけれども、でも、このことには冷静に対処しておく必要があるかなというふうな思いがございまして、今回の質問とさせていただきました。

皆さんのお手元に50年前の奥明方村時代の昭和44年の地震の広報の写しをちょっと置いておきましたけれども、そのときはマグニチュードで言うと6.6、震度では5強というふうなことでありました。

5強というのは、家とかが倒壊する規模ではないということで、タンスなどのそういうものが倒れるとか、墓石が倒れるとか、壁が傷むとか、そういうふうなことが言われておりまして、まさに明宝の場合にもそういう状態で墓石が倒壊するとか、石垣が崩れるとか、あるいは道路が分断されるとか、断層で下がるとかということがありました。

大きな被害を出しましたし、そのときには、でも家の倒壊とはなくて、人命には影響なかったということが一番よかったと思っておりますが、この時間帯も昼という、2時15分ですか、そういう時間帯だったんで、夜だったらこれもなかなかいろんなことが起きたかもしれないと思っておりますけれども、そういったことを思えると、50年前ですので、もう考えてみえると、この議場の中にも当時のことをしっかりと覚えていただい方も多くはありますけれども、俺生まれとらなんだよという人もやっぱりみえると思っておりますが、そういったことで、この50年の節目をこしの9月9日には迎えるわけですけれども、いろんな市長言われるように、火災であったり、あるいは台風であったり、豪雨であったりいろんなことの節目にしておるときに、もう一度このことに思いを打ち出して、市民がさらに安全に向かって進められるような、市民と一緒に進められるような方策を願っております。

す。

そういうことで、ちょっと長くなりましたけども、郡上市に影響のある5つの断層の中で、郡上市にどんな災害が想定されておるとか、被害想定があるとかというようなことを伺いたいと思います。

それから、2番目のこともあわせてお願いしたいと思いますけども、それをその災害想定をされた場合に、私たち市民はどんなことをやっていくのか、行政はどんなことをやっていくのかということがあるかと思ひまして、まずは木造住宅の耐震補強工事のことについての補助事業が今ありますけども、そういったことについての対応はどうかと、あるいは家具等の市民にできる安全対策はどうであるかとか、あるいは手っ取り早くシェルターというようなこともあるそうでございますが、そういったことを導入したらどうですか。

というようなことも含めて、今回の県発表の地震を受けて、郡上市の対応について、またデータについてお知らせをいただければありがたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、清水議員の質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、地震の被害想定ということでございますので、県が2月に公表をさせていただいたものでございますけども、これは平成23年、24年度の調査で対象外としていた調査未実施の断層帯であるとか、震源につきまして、最大震度を想定した震度分布の解析被害想定調査というものを、岐阜大学に委託をいたしまして結果が出されたものでございます。

郡上市において想定される最大震度、被害、それから避難者数でございますが、前提条件といたしまして、建物被害につきましては、住家・非住家4万650棟に対する全壊棟数、また死者につきましては、冬季の午前5時に地震が発生した場合の人数、避難者といたしましては、冬季の午後6時に地震が発生した場合の人数として、それぞれ最も数値が最大になるという時刻を想定して算定をされておるといふものでございます。

最初に、長良川上流断層帯でございますが、今回新たに調査された断層帯でありまして、北側を震源とする場合と南側を震源とする場合両方ありますが、どちらも最大震度は7とされております。

北側が震源となった場合でございますが、建物全壊は1万1,600棟、死者は640人、避難者数は1万6,900人となっておりますし、南側が震源となった場合は、建物全壊が9,200棟、死者550人、避難者数1万4,300人と、若干南側のほうが小さくなっておるといふ状態でございます。

次に、高山・大原断層でございますが、前回の調査では、北側を震源とする場合が対象となっておりますが、今回は南側を震源とする場合が調査されたといふことでございます。

前回は調査されております北側を震源とした場合ですが、最大震度7、建物全壊は3,967棟、死者234人、避難者8,726人となっておりますし、今回調査された南側を震源とした場合は、最大震度

7は同じですが、建物の全壊は520棟、死者30人、避難者数1,800人とかなり被害想定としては南側を震源とした場合は小さくなっておるとい状況です。

続きまして、阿寺断層帯ですが、こちらは前回の調査では南側を震源とする場合が対象となっていました、今回は北側を震源とする場合が調査されております。

前回調査されております南側を震源とした場合でございますが、最大震度は6弱、建物の全壊が1,386棟、死者80人、避難者4,459人とされておりますし、今回調査されました北側を震源とした場合は、最大震度は6強でございます、建物全壊は1,200棟、死者70人、避難者3,500人と地震の規模は大きくなりますけれども、被害想定としては少し小さくなるという状況でございます。

続きまして、揖斐川・武儀川断層帯と、それから屏風山・恵那山及び猿投山断層帯でございますが、こちらは今回新たに調査された断層帯でございます、揖斐川・武儀川断層帯では、北側に震源が設定されておまして、最大震度は6強で、建物全壊は1,200棟、死者60人、避難者3,400人でございます。

屏風山・恵那山及び猿投山断層帯では、南側が震源と設定されまして、最大震度5強で、建物の全壊はなし、死者もなし、避難者170人とされております。

あとその他前回調査されております跡津川断層帯でありますとか、養老・桑名・四日市断層帯でございますが、両方とも最大震度は5強とされておまして、建物の全壊も100棟から1,000棟、死者の数も5人から50人、避難者数としては800人から4,000人程度と想定をされておるといことです。

こういった内陸型地震の場合でございますが、海溝型地震といたしましては、東海地震であるとか、東南海地震、南海地震がございますけれども、この3つが同時に発生する地震が南海トラフ地震とされております。

郡上市では、それぞれ東海地震、東南海地震、南海地震は個別においては、地震防災対策推進地域には指定されておりませんが、この3つが同時に起こる場合の南海トラフ地震につきましては、この地域に指定されておまして、最大震度6弱、また建物の全壊については681棟、死者8人、避難者2,149人が想定されております。

郡上市といたしましては、長良川上流断層帯と高山・大原断層帯におきまして、それぞれ最大震度が7という形で想定をされておるところでございます。機会あるごとに、市民のほうには周知を図っていききたいというふうに思っております。

もう一つ、議員の御質問がございました家具等の安全対策について、総務部のほうの管轄ということで回答をさせていただきます。

大地震でございますけれども、家具類の転倒による窒息死のおそれがあるばかりではなく、食器棚にある食器の落下とか、そういったものによるけがの誘発、また、避難行動を阻害する要因にもな

るといふことで、東京消防庁の調査によりますと、負傷者の約30%から50%が家具類の転倒・落下によるものということが明らかになっているといふことでございます。

命を守るためだけでなく、けがをしないためにも、家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施は重要であるといふふうに思っております。

市といたしましても、これまでも広報誌であるとかケーブルテレビ、ホームページを活用いたしまして市民の皆さんに啓発を行っておりますし、郡上市防災士会の活動といたしまして、家具類の転倒防止措置の無料点検であるとか、イベントにおいて転倒防止の展示というものも行っております。

地震に対する家具類の転倒・落下防止対策といたしましては、転倒防止金具で固定をするであるとか、食器棚のガラスが飛散しないように飛散防止フィルムを張るであるとか、テレビや電子レンジにつきましては、耐震マットを敷いていただくなど、比較的簡単にできる対策もございます。地震はいつどこで起こるかわかりませんので、こうすれば絶対助かるという方法はありませんので、命を守る、けがをしないための環境づくりが地震対策の第一歩と考えますので、こういったことにつきまして、今まで以上に自主防災組織や郡上市防災士会と協力して進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、私のほうからは木造住宅の耐震補強工事の事業関係、それからシェルターの設置に関しましての御質問にお答えをいたします。

現在、市では、郡上市の耐震改修の促進計画に基づきまして、地震発生時における既存建物の倒壊等による災害を防止し、地震に強いまちづくりを進めるために、市内の昭和56年の建築基準法改正前に建築されました木造住宅を対象に、耐震診断また耐震補強に係る事業費の補助を実施いたしております。

木造住宅の耐震補強工事における補助額は、一般補強の場合、補助対象限度358万円に対しまして101万1,000円、簡易補強の場合は、209万円の限度額に対しまして84万円が補助されます。

市としては、耐震診断及び耐震補強工事を促進するために、市内全地域を対象にしまして、回覧文書等を配布するとともに、広報郡上への掲載から職員が直接現地を確認しまして、建物の所有者に啓発を行うローラー作戦、そうしたものも実施をいたしております。その必要性、それから補助制度の周知・啓発にいろんな手段を使いまして努めているところでございます。

しかしながら、耐震診断・耐震補強を進められる方というのは、平成23年の東日本大震災から3年間をピークにしまして、それ以降、右肩下がりの減少傾向でございます。平成30年度においては、耐震診断が5件、それから耐震補強工事の補助は簡易補強工事が3件でした。今年度の現在の状況は、耐震診断の申し込みが1件、それから耐震補強工事については、一般補強、それから簡易

補強それぞれ1件ずつを受け付けておるところでございます。

市としましては、耐震補強工事に係る補助制度を市民の方がより利用しやすいものとするために、工事費の当初負担を軽減します補助金の代理受領制度、こうした制度を平成31年の2月8日から施行したところでございます。

これは、工事施工者が、建物所有者の委任を受けまして補助金の受領を施工者が直接受け取るという制度でございまして、建物の所有者の方については、工事費と補助金の差額分を用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減をされるというものでございます。

今後も、木造住宅の耐震化を促進するために、補助金の交付要綱、また補助金の額についても、他の自治体等の取り組み状況などを参考に検討してまいりたいと考えております。

また、耐震シェルターの補助事業関係でございますけども、郡上市はそうした補助事業の制度を持っておりませんが、県内では7市2町の9の自治体がこうした補助制度を持ってみえます。

補助制度については、補助額の最大としましては、事業費上限45万円で補助率は90%、それから100%補助で補助金の額の上限が30万円、そうした状況でございます。

補助の要件としては、一般の世帯から高齢者の居住をしてみえる条件等いろいろな条件がございしますが、補助の実績としましては、岐阜市がやられておる実績としては、平成26年度からこの制度を開始しまして、昨年の30年度までに合計で3件、それから、中津川市でやられてみえるのは、平成22年度から実施しておられまして、合計で、トータルで2件、あとそのほかの自治体については、実績はゼロとなっております。

それぞれの自治体にこうした実績が少ないということに対して要因をお聞きしますと、家の中に最小限の出入り口しかない小さなシェルターを設けるということに対しての抵抗感、また違和感があるのではというようなことを、そうした自治体の担当のほうでは分析をされておられるようです。

また、そうしたシェルターの設置が進まない理由として考えられますのは、認知度が低いためであったり、この認知度が上がらない要因としては、製作販売が比較的規模の小さい業者が行っておられるということで、国が示しますような国の製品認定制度、そうしたものも現在は確立されておりません。

そうしたことが要因の一つかなというところございまして、岐阜県自体では住宅そのものが大きいうちが割と多いという中で、比較的規模の小さい製品が多いシェルターというものは、普及しない一因ではないかなということも考えております。

また、大きい部屋にそうしたシェルターを設置しようと思うと、補強工事に近いぐらいの逆に設置費がかかってくるということも要因の一つかなという可能性もございます。

郡上市におきましては、これまでそうした耐震シェルターに関する問い合わせというのは、市民の方から1件は確認をいたしておりますが、もうこれも相当何年か前のことではございますけども、

本市においては、家屋の倒壊によって震災後の避難所の生活であったり、仮設住宅の生活が長期化する、そうしたことになるよりは、震災後に自分の住んでいた住宅を使って修繕は必要にはなりませんが、そうした補強工事で、そもそもの住宅そのものが倒壊しないように、震災があっても何とか自宅で生活できるということも目指しまして、いつ何どき、家の中のどこにいても倒壊によっては押し潰されないようにするための補強工事ということで、現在補助の制度を持っているものでございます。

とは言いましても、耐震シェルターは適切に使えば一定の減災効果が見込めるということでもございますので、今後の需要の増加であったり、そうした状況も見きわめながら、また補助制度の必要性、そうしたのも国やほかの自治体の状況を注視しながら判断していきたいと考えております。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) それぞれ御答弁を賜りましてありがとうございました。

震度7というのは、本当にこれは家を倒してしまうような、そういう一番大きな地震だというふうに思いますので、なかなか耐震ということも難しい点があると思いますが、総務部長も言っていたように、日ごろ私たちが家庭でできる、こういった僕もやっているんですけども、タンスが倒れないように固定するようなことはやっぱり市民の皆さんにもどんどん進めていただいて、まずは、自分の身を守るということから始めないといかんのかなということを思いますが、制度的にもいろいろ検討していただいていると思いますので、今後、この辺に来ないと願っておりますけれども、そのことを踏まえながらの日常の安全・安心ということをこれからもぜひ続けていただきたいなというふうに思っております。市長、感想がありましたら一言お願いしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 災害というのはいろんなタイプがあるんですけども、大雨とか、台風とか、そういったことはある程度現在の科学技術の進展によって、前々からある程度予想される予報があるということで、それに対する備えもやろうと思えばやれるという面がありますが、地震はいろんな科学技術を使って何とか事前の予知というようなこともやられておりますが、まだまだ、いわば地震は不意打ち、私たちにとっては予告なしにやってくるというようなことで、まさに一昨夜の新潟県・山形県の地震もそういうことであって、現地の人にとってはそういうことだろうというふうに思います。

そういう中で、先ほど総務部長も申し上げましたけども、郡上にとっての市民にとって大切なことですけども、先ほど50年前の現在の明宝、和良等を襲った地震のお話がありましたが、よくよそで大きな地震があったときに、郡上はありがたいな、地震がないでというような感想を聞くこと

があるんですが、これは確かにはないのはありがたいし、今のところないし、最近は余らないということであって、特にやはり注意をしなければいけないのは、先ほど説明しました長良川上流断層帯と、これは640人とか510人というような死者が最大予想されるという大きな地震が郡上を襲うということ、こういうことがいつかはわからないけれども、あるんだということをやはりしっかり郡上の市民の皆さんに頭に置いていただいて、そのときどうするかということだと思います。

そして、この地震は365日24時間のどのシチュエーションで起こるかということも、これもわからないわけでございますので、就寝中であるかもしれないし、車で移動しているときであるかもしれないしというような、みんなで夕御飯どきとかお食事どきで火を使っているときであるかもしれないしと、そういうようなあらゆる場面をイマジネーションを働かせて、そのとき自分はどうするかということを市民の皆さん一人一人に考えていただければというふうに思います。

例えば、家具の転倒防止であるとかいうこともありますが、あるいはシェルターの話もありましたが、例えば家の中でどこで寝るかというような場所も、今住んでおられる家の中で比較的押し潰されないところ、例えば2階とか、平家部分とか、そういうようなことも含めて一人一人がお考えをいただければというふうに思います。

ことはいろんな各種の災害の節目の年ということで、今それぞれの地域においてこうした過去の災害の体験というものを振り返るといような展示も行っておりますので、単に過去を振り返るだけでなく、きょうお示しをしたようなこういう地震の災害想定等もあわせて展示等をして、市民の皆さんの注意を喚起していきたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。安全・安心な郡上市であってほしいと願うためにも、やはりいろんな日ごろの備えは大事なということで、今市長もまとめていただきましたように、市民みんなでこのことを真剣に取り組んでいけたらというふうに思っております。ありがとうございました。

次に、2番目の問題です、課題でございますが、タイトルを「熊田新教育長の所信は」とさせていただきます。

もういろんなところでお話はされて聞いておると思いますが、郡上市の教育は本当に真面目に取り組んでいただいておりますし、子どもたちもすくすくと育っていると思いますけども、本当にいい子が多いものですから、いい子悪い子普通の子というような話もありましたけど、将来社会に巣立ったり、また郡上に残って頑張ってくれるために、そのことに余り注視し過ぎると、やっぱり人間的に成長ということも心配な部分もあるものですから、熊田新教育長になられて、いい子悪い子普通の子よりも元気な子で、丈夫な子でということもあるかなと思いますが、そんなことも含めな

がら、また、例として、東京都の麴町中学校が校長先生がちょっと異質な校長先生かしら、工藤校長と言われますけども、何かいろんな宿題とか定期テスト、あるいは学年の担任制とかそういったものを廃止して、全員対応でやろうやないかというようなことをやって、5年目をやってみえるというふうなことで、マスコミでも何か報道をされておりますが、そういったようなことが片ややられている中で、やっぱりそういう意味での、このメインとしては、とにかく人任せの子どもにしたいくないと。自分のことは自分で責任を持てるような、そういう当事者意識といいますか、そんなのを根づかせようということで、麴町中学校ではそんなことをメインにやってみえるということで、年間100団体ぐらいの視察もあると聞いていますけども、郡上市において、新教育長としての思いをちょっと語っていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） まず初めに、昨日の山田議員の教育理念の質問、それから本日の清水議員の教育長の所信についてと令和元年第1回の議会、貴重な場をいただきまして、教育長の考えを述べさせていただくことに感謝申し上げます。

郡上市の教育の目指すものは、郡上市の教育理念の具現です。「凌霜の心で拓く明日の郡上市～自立・共生・創拓の教育～」でございます。

その目指す姿は、昨日も示しました第3期郡上市教育振興基本計画には、「たくましく共に生きる郡上人の育成」、もう一つは、「生きがいと希望にみちた社会の実現」と位置づけられています。たくましくともに生きる郡上人は、まさに清水議員の願いと同じではないかと考えております。

あと生きる力とか、生き抜く力ということが叫ばれて久しいんですが、生きる力は知・徳・体のバランスのとれた力であるということが大切と言われております。

その意味で、郡上市民の目指す姿をバランスよく示したものは、郡上市民憲章であると考えます。郡上市民憲章にあるような市民、郡上人を育てていくことが、郡上市の教育の目指す姿であると考えます。

今回は、具体的な施策を網羅することは避けたいと思います。また、これから一つ一つの重点的施策を吟味した上で、機会を捉えてお答えさせていただくこともあると思います。

そんな中で、教育振興計画の中には、直接位置づけてはありますが、私の思いというものを少し入れて話したいと思います。それは、郡上人の育成で中心となる凌霜の心——これ何くそ、おかげさまの心とともに、私が大切にしたいことに、まめでということがございます。郡上には昔から古くよりまめなかな——お元気ですか、あるいはあの人はまめな人や——働き者であるとか勤勉な人であるというような言葉があります。

まめという言葉をつけ足して、まめで何くそおかげさまというのを郡上の合い言葉で話してみえる人もいると思います。

まめというのは、郡上では心も体も健康で働き者というような意味があると思います。これは当たり前のことと言えば当たり前なんですが、私は当たり前の方が当たり前でできることこそ、たくましい郡上人を育てる上で大切ではないかな、第一歩ではないかなとも考えております。

今回の教育改革、あるいは新教育長制度、道徳の教科化などはいじめ問題への対応が起因しておりますが、やっぱりいじめが起きるときというのはとても心が健康とは言えないのではないかなと考えております。

清水議員が言われた郡上の教育のよさですが、郡上学については大きな成果を上げておると思います。郡上学というのは、単なるふるさと教育だけに終わらず、郡上のこれまでを学び、郡上のこれからの考えることを通して、ふるさとへの愛情を高めるとともに、郡上としての一体感を醸成し、魅力あるふるさとづくりに取り組む郡上人としての資質や能力の向上を図るものであるということで、生き方までを含めた教育を郡上学と呼んでおります。

そういう意味では、郡上人としての生き方を考えていくというような教育を進めてまいりたいと思うわけですが、このふるさと教育については、昨日も申しましたが、県も清流の国を担う子どもたちのために、全ての高校でもやっていきたいということでございます。そういう意味では、郡上市は非常に小中でたくさんやっておりますので、高校にうまくつなげれば、県下でも非常によい成果が出るんじゃないかということは思っております。

それから、たくましさについて、議員がどんなふうにしていったらたくましくなるんだというようなことも御質問にあったと思いますが、これはもう郡上だけじゃなくて、全国の子どもたちに当てはまる育てたい力ではないかなと考えています。

たくましさというのは、みずから考え、行動していく郡上の教育では自立の部分に当たり、みずから学び、考え、判断し、自分の能力や個性を生かして社会の変化にしなやかに対応することができることと考えております。

これについては、振興計画にも書いてあるわけですが、そのためには、これからさまざまな実践研究を通して手だてを明らかにしていきたいと思うんですが、私が思うには、やっぱりロングな学習活動であることが大事ではないかな、一発の打ち上げ花火で終わることなく、例えば毎時間積極的に学習に取り組むとか、みずから家庭でも学習するとか、それから部活やクラブをやり抜くとか、まさに「継続は力なり」という言葉どおりで、続けて取り組むことで充実感や達成感を味わい、自己肯定感といいますか、自分にとって自信を持って生きていくことができるんじゃないかなと思うわけです。

そういうことで、生き方を考えるということは、おもしろいこととか、楽しいこととか、好きなことというのは誰もが大事にしますが、その上にそれが正しいことという判断ができる道徳性、これを育てていく必要があると思います。

正しいと思う、よりよい生き方を求めていくことがたくましい生き方につながるのではないかなと思いますし、先ほど申しましたが、当たり前なのが当たり前でできること、たくましさを育てる上でも大切なことだと思います。

このほかにももちろんあると思いますが、これから教育委員会としても、学校や地域と連携して具体的な実践策は一つでも明らかにしていきたいと考えています。

最後に、東京の麹町の実践について、これは私もちょっと麹町については興味を持っておりますので、これ結構話題を呼んでおるのは、工藤校長というのは民間人校長ではなくて、教育委員会におった、それも指導部長などをされた方がやった取り組みであって、議員がおっしゃるように、例えば学級担任は廃止、中間・期末テスト廃止、宿題廃止など非常にみんながびっくりするような改革をしておいて、成果が出ているということでございます。

これについては、私もちょうど先日港区へ行かしてもらいましたので、知り合いの東京都の校長なんかと久しぶりに会うことがあって、どうなんよ、麹町の工藤校長はなんて話したら、私よく知っています、彼はなんて言って、随分教えてくれたんですが、東京と郡上とでの実態が違うことも確かにあります。_____

郡上や岐阜ではなかなか考えられないんですが、非常に公立がそういう意味ではもう挽回というかね、そういう意味で非常にそういう改革に熱心であるということもあって、こういう改革をやっているんですが、その趣旨は非常に大事なもので、先ほど議員もおっしゃったように、単なるパフォーマンスではなくて、例えば期末テストのために勉強するんじゃなくて、毎月の毎回の単元テストなんかをしっかりとやるだとか、基礎練習をしっかりとやって学力をつけるとか、そういうことが大事であるよとか、それは担任の廃止については、私もよう聞きましたら、これ学年分はあるんやろうって聞いたら、学年はあるようです。

学年で数人の先生で子どもたちを見ていくということで、例えば朝の会の話でも、きょうはあなた、きょうはあなたというふうにして、かわり番手に話したりすることで、全く担当はないわけではなくて、学年の担当はあるという中で、これでも東京とか名古屋というのは、例えば高校受験にしても、先生が受験に行くことないんですね、事務に。全てああいうところは個人で親と子どもが自分の願書を持って高校へ行くわけですから、学校はもうノータッチです。

ですから、そういう意味では担任の業務というのはかなりショウされるんですが、そんな中でもやっぱり議員がおっしゃったように、人任せにせず自分でこうやっていくという力ですが、これについては、担任の力が非常に最近若い担任が多くて非常に心配であるということもあって、そういう集団で見ていくということが大事である。

これ実は郡上でも全く当てはまること、若い先生がふえてくると、本当にその先生だけに任せて

いてはだめということで、この趣旨については、担任をなくする、なくさないじゃなくて、この趣旨については郡上でも生かせることがあると思います。

現に、郡上でもことしからマイサポーター制度というものを導入し始めております。実際にスタートしている学校もあるんですが、それは担任の先生だけじゃなくて、この先生に相談したいとか、この先生に話を聞いてほしいというのを子どもが言ったら、担任だけじゃなくてその先生につなげていく。誰でもその子どもを見ていけるようなシステムございます。

これについては、学校の子どもは全ての先生で、全ての先生が担任のつもりで見るということでございます。これについても、なかなか郡上のように小規模で中学年に一人しか先生がいないところではたくさんの先生なかなか難しいところあるんですが、その中でも郡上の実態を生かして、たくさんの先生で子どもたちを見ていくということは取り入れていきたいと思っております。

こういうふうにして、郡上市においてでも、今の麴町中学校の実践で学ぶことは学んで、郡上の教育に取り入れていきたいとは考えております。

あと先ほど言った、これはちょっと郡上市のマイナス面でもありますが、全国学力・学習状況調査、昨年度の質問紙で、家で自分で計画を立てて勉強していますかという質問は、郡上市の肯定的な意見は13.3%で、岐阜県が20.2%、全国は16.6%ということで、全国も岐阜県も下回っております。

ということで、なかなか家で自分から勉強しようという、さっき言った、これもたくましさの一つだと思うんですが、余りないんでございますね。

そういう意味では、もちろん体力をつけるとか、そういうことももちろんたくましさですし、それから自分で決めたことを自分でやるとか、自分の目標をしっかりと達成するというようなこともたくましさだと思いますので、これについては小学校、中学校で、自分で目標を立ててそれをやり抜くことの大切さ、そういうことについてはこれからも考えて指導して、少しでもこの数値が、できれば県や全国を迫り追い抜けるぐらいの数値にしたいとは思っておりますが、確かに受験戦争というのは郡上市は余りないこともあって、難しい課題ではあります。

でも、受験のために勉強しているわけじゃありませんので、そういう、そうすると今度は道徳性といえますか、何のために勉強するんだとか、何のために生きるんだとかいうことも大事になってきますので、そういう両面でやっていきたいというのは、現在、私の考えることでございます。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 新教育長ならではの講演をお聞きいたしまして、感謝を申し上げたいと思います。

本来ならば、全部教育長の時間にとっておきたかったんですけども、前回の地震のこともありま

したので、ちょっと中途半端な部分ありますが、新しい教育長、また教育長のきょうも今お話を聞いておって、取り組みの熱意がもう時間をどれだけあっても足りないくらいのお話をされている感じがしましたので、私としては本当に満足いたしました。

元気で活力のある、またたくましい、そしてまめなかな、これも大事な郡上人の良さやと思いますので、そういったことも踏まえながら、また工藤校長、麴町の工藤校長のあんな願いなんかもやっぱり取り入れていきたいなというような思いも見れましたし、自分もやっぱり新しい何かを発見しながら突き詰めていくということは大事なと思いますので、新教育長に大いにまた期待をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと2つ残しましたが、これは後ほどまた聞かしていただくこととしまして、時間も参りましたので、令和を最後に徹夜で祝う郡上おどりも本当に全国発信できて、郡上市長・日置市長は踊りの本当にシンボルみたいな郡上おどりの方でございますが、もう一人一般質問で発見できたことは、熊田教育長も踊りの助平というような名前がついたようでございますけども、そういった意味で新しい令和の時代が、またそういう踊りを発信していただいたことでさらにいろんな面で波及を及ぼしながら、この観光立市がこれからますます本番に向かって、インバウンドに向かって進めていっていただきたいなと思いますし、また、その方向に全力疾走できたらいいかなというふうな思いもいたしております。

私たちがそういう思いに向かって一緒になってやっていきたいなというようなことを心新たにしまして、3番と4番の課題につきましては、きょうは質問できませんけども、また何らかの形の中でこのことも触れていきたいなと思います。用意していただいた関係の部長さん、教育次長さんには大変申しわけございませんが、今回もたくさんのテーマを出しましたので、私の時間、想定外の時間調整がミスりまして、こういう結果になりましたけども、いいお話も聞けたかなと思っておりますので、私のきょうのこの6月定例会の質問はこれをもって終わらせていただきます。御協力をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ジャストとします。

(午前10時49分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、全員おそろいでございますので、休憩をとき、会議を再開いたします。

(午前10時58分)

◎発言の取消

○議長（兼山悌孝君） まず、教育長より発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） 濟いません。先ほどの答弁の中で、ちょっと誤解を招く答弁がありましたので、訂正のためにお願いします。_____

_____これについてはおわびをして、削除させていただきます。
誤解を招くような発言で、申しわけありませんでした。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は2点について質問をさせていただきます。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

1点目でございますが、市内企業の雇用の現状と雇用確保について、でございます。最近、市内企業の労働力不足をよく耳にいたしますが、郡上市内の有効求人倍率の現状はどのようでしょうか。また、企業の雇用確保の現状を郡上市としてはどのように把握をされておりますでしょうか。あわせて、市内の労働力の中で、女性と団塊世代の雇用後の健康な方々も重要な労働力と思われま。その状況をどのように把握されておられ、今後、その労働力の活用のための取り組み方法はいかがでしょうか。

一方で、外国人の労働力にも頼っている現状があると思われま。市内企業の外国人労働者の、国別の就労者の状況と主な就労部門はいかがでしょうか。また、外国人労働者は、今後増加していく傾向にあると思われま。郡上市として外国人の活用を一層推進するための課題をどのように捉えておられ、今後、活用に向けた対策を具体的にはどのようにお考えでしょうか。

今後、さらに人手不足等からも市内企業におきましては市内外の日本人就労者、外国人就労者の労働力に頼っていくことになると思われま。市内企業においては、郡上市居住者以外の方が勤務する場合に、従業員の住宅の確保に大変苦慮されておられ、市内に住宅が少ないために、近隣市から通勤されている現状にあると伺っております。今年度、市では住宅の需要調査を行うと伺っておりますが、調査の実施時期と調査内容はいかがでしょうか。

郡上市では、郡上市就職促進、家賃事業補助金の支援はありますが、外国人を含めた市外の従業員に対しましても、市内企業側の支援として企業の人材の確保の一層の促進のためにも、雇用者の住宅の確保につきまして、郡上市からの何らかの支援、補助、連携による住宅整備を早期に望みま。対策や取り組み方法はいかがでしょうか、1点目の御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 順番にお答えのほうをさせていただきます。

まず最初に、雇用状況の有効求人倍率の状況等でございますけれども、郡上市内の有効求人倍率は、平成30年度が年度平均1.61倍、平成29年度の年度平均が1.35倍の0.26ポイント増加しております。また、直近の平成31年4月につきましては1.59倍、昨年4月の1.15倍と比べまして0.44ポイントの増加と、大変高い水準になると思っております。

次に、各企業の雇用確保の現状でございますけれども、こちらのほうは商工課のほうで四半期ごとに行っている雇用情勢、景況調査等による把握と、郡上市雇用対策協議会が行う企業訪問による雇用状況の調査のほうをしております。平成31年3月末現在で行った雇用情勢、景況調査においては、61%の企業が人手不足による経営問題があると回答しています。この61%の企業は、回答した企業数としては100となっております。

また企業訪問では、人材不足による定年の引き上げを行って、労働力を確保している企業、また30代、40代の従業員が少なく、人材の空洞化が心配され、将来を担っていく人材が不足しているなどの声がありました。そのほかの確認におきましては、ハローワーク岐阜八幡が公表している平成30年度の業務年俸によると、有効求職者数は平成28年度の6,206人に対し、平成30年度では5,533人と減少している一方、有効求人数については、平成28年度の7,221人に対して、平成30年度は8,892人とふえておりまして、人手不足の状況が大変深刻であるというふうな統計結果となっております。

次に、女性と団塊世代の再雇用後の労働力の状況につきましては、十分な把握のほうはできておりませんが、郡上市雇用対策協議会が大学などへの訪問時に大学の就職担当者に伺ったところによりますと、女性の学生は以前に比べて一般職から総合職を目指す方がふえているということ、そしてさらに、結婚後も引き続き同じ職場で働けるところを探しているなど、女性の働くことに対する考え方も変わってきている状況であります。そのようなことから、女性が働きやすい職場環境を整えるために、ワークライフバランス、例えば育児休業取得促進、復帰支援、継続就労、女性管理職登用、課長推進など、働き方改革等を関係機関と協力して啓発のほうをしてまいりたいというふうに思っております。

また、団塊世代の労働力は、シルバー人材センターへの会員登録により、派遣業務などの活躍が期待をされております。現在、70歳以上のシルバー人材センターへの登録会員数ですけれども、343人ということで、会員全体の67.9%に当たります。今後は、企業の退職年齢の延長、再雇用などで高齢者の活用を進めていくことも予想されますが、市も高齢者の方が一層活躍できるよう、企業に対して高齢者に優しい職場環境づくりを呼びかけてまいります。

次に、外国人労働者の関係でございますけれども、国別の就労者の状況は、平成30年度末の住民

登録者数によると、市内の外国人は472名となります。そのうち生産年齢人口は435人、そして平成29年度末におきましては432人、うち生産年齢人口につきましては401人と、比較しますと40人増加しております。そのうち34人は生産年齢人口の増であります。国籍、国別では、中国が一番多く、197人。その次はベトナムの131人、続いてフィリピン55人となっております。また近年は、ベトナム人の増加が著しく、平成29年度末の86人に対して、平成30年度末では131人の住民登録となっております。

就労者の状況については、平成31年3月末現在で、雇用情勢、景況調査の聞き取りなどによりますと、外国人労働者の状況におきましては、市内企業33社からの回答のうち219人——市内からの勤務も含まれますが——勤務しているとの回答がございました。国別に見ますと、ベトナムが65人、中国45人、フィリピン38人、インドネシア36人などとなっております。産業別につきましては、製造業が最も多く21社、155人、サービス業4社、20人、建設業4社、18人、医療福祉2社、17人、農業2社、9人の状況でございます。

次に、国が新しい出入国管理及び難民認定法の適用開始によりまして、特定企業として在留資格が新たに設けられたこともあり、外国人労働者を受け入れる企業が今後ふえることが予想をされます。それに伴いまして、外国人労働者も当然ふえてくると、そういった傾向になると考えております。市におきましては、郡上市雇用対策協議会と連携し、新たな在留資格、特定技能等について、名古屋出入国在留管理局の職員等を招き、研修会のほうを開催いたしました。当日は、26の企業、団体が参加し、既に外国人研修生の受け入れをしている企業のほか、今後、外国人労働者の受け入れを考えている企業の出席もあり、大変関心の高さが伺えました。

また、郡上市商工会におきましては、定款に外国人特定技能人材受け入れ支援に関する事業を行うことという条項を追加し、特定技能制度の支援機関に登録し、外国人労働者を受け入れ、会員事業所の労働力不足を解消したいというふうに、春の総代会におきましても、議決のほうをされています。今後、そういった取り組みのほうで商工会としても始まるというふうに認識をしております。

今後も、市、郡上市商工会、企業との連携による受け入れ態勢の充実や、住居の確保支援、社会生活が営めるよう、日本のルールやマナー等の教育、地域住民とのコミュニケーションなど、住みよい生活環境づくりのため、自治会や国際交流協会等、関係機関と協力し、受け入れを希望する企業、外国人労働者への支援の方を検討してまいりたいと考えております。

次に、住宅の関係ですけれども、企業が従業員の住宅を確保することに大変苦慮していることは伺っておりますし、郡上市以外からもかなりの方が通勤をされておるというふうに伺っております。そういった中で、住宅の需要調査につきましては、夏以降に約200社弱の企業のほか、不動産業者を対象に必要とされる住宅の数、居住希望場所、家賃の相場等を景況調査にあわせて実施していきたいというふうに考えております。

市におきましては、平成27年に雇用拡大のため、従業員寮の建設に対する支援のため、郡上市工場等設置奨励金交付条例を改正、現在におきましては、企業立地促進条例において、従業員寮の建設に対する支援として、そういった寮を備えた企業さんに対して固定資産税相当分を3年間交付することとしております。また今後も定期的に住宅情報の収集に努めながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

市内企業の方々は、従業員の確保に大変苦慮されておりますことを、つい最近もお聞きしております。あわせて、企業誘致をしても従業員の確保に対して、大変危惧されている状況を、企業の方々からお聞きいたしております。もう1点の、人材確保のための住宅の整備拡充につきましては、昨年末の市長さんへの委員会からの提言におきましても、住宅整備の要望をしておるところでございます。

市内企業では、住宅が不足しているために、隣接地や遠くは富加町からも通勤されている現状もあります。今後の労働力の確保の方向と雇用者の確保増大のため、住宅の早期整備拡充を望みますが、市長さんは具体的にどのようにお考えでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市内における雇用の情勢、特に最近言われている人手不足といいますが、なかなか各事業者の皆さんが欲しい人、人材がとれないということございまして、この点については御質問にもございましたし、また商工観光部長から御答弁を申し上げたとおりであります。郡上市といたしましては、まず郡上市の、いわゆる働き手を確保するという点では、市や関係機関、そして関係の事業者とともに組織をしております郡上市雇用対策協議会の活動を通じて、郡上市にはこれだけいろんな働き場所があるんだよということを周知して、できるだけ郡上市に職を求めてもらうような努力をするということが大事だというふうに思っております。

さる5月28日でもございましたけれども、昨年の6月から今春、ことしの春までに郡上市に新規に就職、あるいは就業をされた35歳以下の方をお招きして、新規就職者、就業者の激励会というのをやりましたけれども、この際に郡上市がそういう対象で選んだ、選んだといいますが、把握をした就職者は全部で118名でございました。それで、その中の85名の方が出席してくれたわけでありまして、その85名の中には、これまで名古屋へ行って企業説明会をやってまいりましたけれども、そうした名古屋の企業説明会に出席をして、郡上市のほうに就職を最終的には決めたといつて、そういう回答をしてくれた人が8名ございました。ことしは、そういう意味では名古屋での就

職説明会も、一定の効果を奏したのではないかというふうに思っております。

そしてこの85名の皆さんに、郡上市で職を求めるということについて、どんなことを重視しましたかと、要素を重視したかということの問い合わせをしますと、やはり業種、それから業務内容、仕事の内容、それからやはり給料、そしてあとは休日、休みはどれだけあるかというようなこと。それから就職した場合に、勤務地はどうかというようなこと、あるいは会社の雰囲気はどうかというようなことを重視したという回答がございました。

こういうことから見ますと、今の若い人たちが自分たちの職場を選ぶということの中で、確かに御指摘の住宅ということもありますけれども、企業の皆さんの面で給料であるとか休日、福利厚生、そうしたこととか、いろんな面で御努力をいただかなければならないことがあると思いますので、人をとるということにおいては、そういう意味で企業として、まず全力を挙げていただきたいというふうに思っておる次第でございます。

そういうことの中の一つに、確かに福利厚生とか、そういうようなことの中に住まいという問題もあろうかと思っておりますので、先ほど部長が答弁いたしましたように、いろいろとその実態も把握をしながら、今後、考えていきたいというふうに思っておりますが、私は、基本的には、こういう人手を確保することが企業の死活問題になるということであるならば、余計に企業が自分で、その住まいをどうするかということについては、企業の重要戦略であるというふうに思います。

そういう意味で、もちろんやりたくても力がないというところについては、市は一定の力を差し伸べなければいけないかと思っておりますが、郡上市の中でも、かなり大きな企業というふうに私たちが認識をしているところにおいては、ぜひとも御自身の力でその住まいというものを確保していただきたいというふうに思います。そういうことの助力をするために、先ほど部長も申しあげましたけれども、平成27年度にこれまでの工場立地の奨励金制度の中で、そうした従業員のための住まいをつくることについての固定資産税3カ年分の助成をするという制度を設けたわけですから、これをぜひ力のある企業は、郡上市の中でも比較して相対的な問題ですけれども、活用していただきたいということを強く申し上げたいというふうに思います。

ただし、そういう企業ばかりではありませんし、また農業であるとか、いろんなところがあるわけですから、郡上市としても決してこの住宅問題を軽視するわけではありませんけれども、そうした点をお考えいただきたいというふうに思います。

それからまた、人手不足対策ということで、現在、どうしてもこれだけ日本においては働く年代層の人口が減ってきておりますので、片一方ではこうした問題に対応するために生産性を向上させる機械等を導入するという対応策も必要だろうと思っております。現在、郡上市では、国の生産性向上特別措置法に基づきます先端設備等導入計画というのを市が認定することで、導入した先端設備等の固定資産税を免除するという支援を行っておりまして、これについては市内でかなりの事業

者が活用していただいておりますので、こうした面での活路を開くということも御尽力をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、この人口減少時代ということで、御指摘のあった外国人の労働者の導入といいますか、お招き入れをして、助けてもらうということも大切だと思いますので、そうしたことを含めて、市としては総合的な対応策に努力をしてみたいというふうに思います。また最近ですけれども、若い人たちに郡上市においてはこうした子育て支援であるとか、いろんな支援策の用意をして、皆さんが就職してくれることを待っているんですよという、総合的にそういうものを一覧にさせていただけるパンフレットもつくって、いろいろと呼びかけているところがございます。

いずれにしましても、私たちもこうした一つ一つの企業にお任せすることなく、郡上への、そうした働き手を確保するということについて努力をしてみたいというふうに思っておるところでございます。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして、御答弁いただきまして、ありがとうございます。

市内の雇用、住宅の現在の厳しい状況を踏まえていただきまして、早期に住宅雇用対策に積極的に取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、1点目の質問を終わります。

2点目でございますが、市への観光入込客の状況と誘客推進について、でございます。一昨年は、郡上市におきましても大雪が降りましたが、昨年は近年にない雪不足であったと思います。昨年の市内のスキー場の観光入込客の状況はどのような状況であったでしょうか。

雪不足となりますと、郡上市では経済面におきましても損失が多いと思われませんが、その各種の影響はどのように捉えておりますでしょうか。今後、地球温暖化の影響を考えますときに、雪不足となる年も予想されます。雪不足への対策と、観光連盟からはスキー、スノーボード客の増加のための環境整備に関する支援要望事項を聞いておりますが、その対応状況はいかがでしょうか。

また、ことは4月27日から5月6日まで、初めての10連休でありました。特に新元号を郡上おどりで徹夜で迎える取り組みにつきましてはとてもすばらしく、全国的にも郡上おどりがより評価され、来客者も多く、PR効果があったという意味だと思っております。市内の連休中の観光入込客の主な部門、施設別の入込客の状況はいかがであったでしょうか。また、近年は外国人観光客が多く訪れておりますが、外国人の郡上市への入込客は国別にはどのような状況であったでしょうか。あわせて、連休中の市内の宿泊者人数はどのような状況であったでしょうか。また、連休による郡上市による経済効果につきましては、どのように把握されておりますでしょうか。

本年度の観光入込客は、10連休もありまして、特殊な年であると思っておりますが、今年度の市内観光客の見込みと今後の具体的な誘客対策と経済目標数値を、どのように掲げられて推進していくお考

えでしょうか。2点目の御答弁、よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） ではお答えいたします。

昨年の雪不足による観光入込客の状況と各種の影響でございますが、スキー場の入込人数は平成30年度は119万4,000人——九つのスキー場でございますが——でした。前年の平成29年度は128万2,000人——これは11のスキー場になりますが——で、8万8,000人の減少となり、前年比93.1%となっております。また、宿泊者数においては、平成30年12月から平成31年3月までの宿泊は9万9,000人——地域としては高鷲、白鳥、明宝でございますが——で、平成29年12月から平成30年3月までの宿泊は10万9,000人でありますので、1万人の減少と、前年対比90.8%となっております。

昨年につきましては、特に12月に降雪がなく、年末年始の利用客が特に減少いたしました。また、雪不足というので、二つのスキー場が営業しなかったことが減少の原因と思われまゝ。その後、1月、2月に降雪があったことから、1月の連休から2月の連休にかけては前年の入り込みを上回る状況となりました。また、一部のスキー場は5月6日まで営業を行い、全体の利用客の減少はあったものの、1、2月は良好な状況でありました。このことは、東海北陸自動車道の4車線化、白鳥高鷲間が昨年末に完成したことも下支えになったというふうに考えております。

また、雪不足の各種の影響ですが、年末年始のスキー営業の影響は大きいと思われまゝ。スキー客単価を4,500円から8,000円と考えますと、8万8,000人掛ける6,000円として、5億円ほどの減収が考えられます。また、宿泊者数においても、客単価6,500円から1万円と考えると、1万人掛ける8,000円で8,000万円の減収となります。その他、具体的な数字は把握できておりませんが、灯油やガソリン等の燃料費や宿泊やスキー場、また飲食店で使用される食材などの減収、またスキー場で働く人の雇用などに影響があったものと考えております。

次に、観光連盟からの要望でございますが、2点ございます。1点目におきましては、スキー場の通信環境、Wi-Fi環境でございます。多くの方が利用する場合に、遅くなったり、つながりが悪くなったりということがございますけれども、こちらのほうは光ファイバーの早期整備と補助ができないかというような御要望ございました。光ファイバーの整備につきましては、現在、郡上ケーブルテレビにおいて行っておりますけれども、全体的な契約におきましては、2021年3月までとなっております。現在、市内各所で整備が進んでいる状況でありますけれども、スキー場におきましては、いつというところまでまだ確定はされておられませんけれども、この契約期間内においては整備されるものと思っております。また、少額ではございますけれども、郡上市観光連盟において、そういった通信環境のほうの補助支援制度のほうを行っております。金額においては3万円が限度額となっております。

もう2点目でございますけれども、2点目の要望は、ひるがのサービスエリアの高速バスダイヤをもっとふやせないかというものでございます。高鷲の六つのスキー場におきましては、来シーズンの2019から2020年におきまして、各スキー場の連絡バスを運行したいというふうな計画をお持ちで、その中にひるがのスキー場も組み込みたいということで考えておみえだと聞いております。

現在、ひるがのサービスエリア着の高速バスは1社、岐阜バスさんが予約制で名古屋から白川郷までの上下線で8便が運行をされております。その他の高速バス運行におきましては、ひるがのではありませんけれども、名古屋高山間予約制が濃飛バス、J R東海バス、名鉄バスが上下線24便運行しており、八幡インターチェンジに停車いたします。また、富山からのきときとライナーは、ひるがのサービスエリアにはトイレ休憩をいたしますけれども、乗降のほうはしておりません。あとそのほかにも、平成エンタープライズという会社が名古屋高山間の運行のほうも行っております。

ひるがのサービスエリアの乗降については、以前から検討はされておるところではございますけれども、各社からはサービスエリア入り口の混雑による渋滞問題、それから冬季以外に利用される方がいないんじゃないかという問題点がありまして、なかなか実現は難しいというふうになっております。また参考ですが、明宝スキー場におきましては、昨年、平成30年度、高山からの連絡バスを2回運行をしておりますけれども、4人程度の利用だったというふう聞いております。しかしながら、今後、インバウンド等で手ぶらのスキー場利用者がふえることも考えられますので、二次交通対策として検討を進めていきたいというふうには思っております。

次に、ことしの10連休の観光入込状況と市内の経済効果についてで、ございますが、連休中の市内の主な入込状況ですが、10連休の入り込みは39万8,000人——抽出した施設、イベント等のききとりによります——でありました。昨年と比べると、休日が昨年は7日間もありましたので、昨年は29万8,000人ということで、前年比133.4%となっております。地域別で見ますと八幡が一番多く、前年対比195.0%であり、改元イベントの効果が大変高く出ております。部門別では温泉利用が多く、前年比140.6%、次いで博物館が前年比140.6%となっております。

道の駅は、施設によっていろいろ異なりますけれども、多いところで前年対比185.7%、そして全体的には118.1%にとどまっております。また、外国人の入り込みについてですけれども、観光連盟が手配している人数によりますと、29団体823人となっております。国別では台湾が750人、香港が73人となっております。外国人の宿泊状況については、連休だけの人数の特定はできませんが、八幡において、4月、5月の宿泊につきましては1,428人、うち台湾、香港が半数を占めております。

連休中の経済効果については、数字ではなかなか拾えませんが、前年対比から大きな経済効果があったと考えております。また、新元号令和、徹夜で祝う郡上おどりのマスコミの影響は、大変大きな効果があったと考えております。事前、当日、その後も、約30のテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等に取り上げられました。そういった意味で、全国に郡上市、郡上おどりを周知できたという

ふうに考えております。

次に、今年度の観光入込客の見込みと誘客対策をどのように推進していくかということでございますが、こちらのほうは、郡上市の持つております基本計画、第2次郡上市総合計画において目標のほうを定めておりますので、その目標に向かって進めていきたいというふうに考えております。計画におきましては、地域産業の核となる観光交流産業の活性化を目的に、四季を通じて、誰もがさまざまなメニューを楽しみ、満足して帰っていただける観光の町を目指して、令和2年を目標に入込観光客数を666万人、市内宿泊者数を125万1,000人、観光キャンペーン実施回数を39回、外国人観光客取り扱い人数を5万2,000人というふうに定め、その目標についてどのように取り組んでいくかというふうな御質問でした。

ことしの予算から説明いたしますと、まず4点ほどございまして、1点目はインバウンドの誘客でございます。これは昨日も御説明申し上げましたけれども、周遊コースを設ける形で、広域連携協議会において、例えば、岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会等で積極的な誘客を図ってきたいというふうに考えております。また宿泊施設については、民間の宿泊施設のグレードアップも行ってありますが、さらに来月7月1日よりホテル積翠園がリニューアルオープンしますので、そういった形で宿泊施設の客数と、そういったものをふやしていくことによって、さらに多くのお客様に泊まっていただける環境を整備していきたいというふうに思っております。

また、高鷲の高鷲吠高原グラウンドの人工芝生化によりまして、スポーツツーリズムにおいても受けとめをできる環境のほうを進めていきたいと思っております。また最後になりますけれども、ただいまDMOを来年登録するという形で進めておるところでございますけれども、細かな説明はいたしませんけれども、DMOを観光連盟が受け皿となって行っていくことにおいて、今までばらばらだったものが一つにまとまって、一つのプラットフォームで受け付けができたりしていくこと、情報発信ができること、それによって郡上市のブランドを一つのものにしていって、イメージを高めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今後、郡上市への観光客の増大と経済面にも貢献できる観光立市郡上推進に向けまして、一層取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、2点目の質問を終わります。

以上、私の2点の質問に対しまして、細部にわたり御答弁いただきまして、ありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長、遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 失礼いたします。ちょっと読み間違いがございましたので、その箇

所をもう一度読ませていただきますと、市内の令和2年度の目標にした数値でございますけれども、入込観光客数を666万人、市内宿泊者数を60万人、そして外国人宿泊者数を4万人、郡上市観光連盟ホームページアクセス数を125万1,000人、そして観光キャンペーン実施回数を39回、外国人観光客取り扱い人数を5万2,000人と定めておりますので、読み間違えました。大変失礼いたしました。

○11番（古川文雄君） どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

◎議案第6号から議案第13号まで（委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程3、議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程10、議案第13号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの8議案を一括議題として、質疑を行います。

8議案についての質疑通告はありませんので、質疑を終了いたします。

議案第6号から議案第13号までの8議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託しました8議案については、会議規則第44条第1項の規定により、6月26日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま各常任委員会に審査を付託しました8議案については、6月26日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時44分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 三 島 一 貴

郡上市議会議員 森 藤 文 男